

掛川市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果を公表する。

令和6年11月29日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 二 村 禮 一

令和6年度

財政援助団体等監査  
結果報告書

掛川市監査委員

## 目 次

1	監査の種類 -----	1
2	監査の対象 -----	1
3	監査の範囲 -----	1
4	監査の期間 -----	1
5	監査の方法 -----	1
6	監査の結果 -----	1
7	意見 -----	2
8	施設の概要 -----	3
	(1) 掛川市老人福祉センター山王荘 -----	3
	(2) 掛川市大須賀老人福祉センター -----	3

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の対象

団体名	中部ビル保善株式会社
施設名	掛川市老人福祉センター山王荘、掛川市大須賀老人福祉センター
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
所管課	健康福祉部長寿推進課

## 3 監査の範囲

令和5年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

## 4 監査の期間

令和6年9月10日から同年11月19日まで

## 5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設の管理運営に係る出納その他の事務が、条例、規則、協定書等に沿って適正に執行されているかに主眼を置き、協定書その他関係書類の検査を行い、所管課及び指定管理者の職員から説明を聴取するとともに、対象施設の現地確認を行った。

## 6 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務の一部において、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、所管課は、指定管理者に対する指導を含め、早期に適切な措置を講じられたい。また、監査の際に認められた会計処理及び文書管理に関する軽微な事務処理誤り等については、その都度所管課に対して指導した。

### 【指摘事項】

- (1) 掛川市老人福祉センターの管理運営に関する包括協定書（以下「包括協定書」という。）第18条により提出された収支決算書を確認したところ、指定管理料以外にシニアクラブ事務受託業務料及びシニアクラブ送迎バス代が収入として計上されていた。シニアクラブ事務に係る業務については、掛川市が、高齢者生きがい活動拠点事業の一環として、社会福祉法人掛川市社会福祉協議会に業務委託しているものであり、掛川市社会福祉協議会は、施設の指定管理者である中部ビル保善株式会社に再委託をしているものである。また、シニアクラブ送迎バス代に